

事 務 連 絡  
令和 7 年 9 月 17 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
事 業 部

「下請法・下請振興法改正法」オンライン説明会の開催について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省より、標記説明会の開催案内がありましたのでご案内申し上げます。

お申込みは以下の URL で受け付けています。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、必要に応じ貴会会員企業の皆様にご案内賜りますようお願い申し上げます。

1. 説明会日時

令和 7 年 9 月 3 0 日（火） 1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0

2. 説明会概要

- ・開催形式：オンライン（定員 9900 人（先着）、1 組織あたり 1 名まで）
- ・議事内容：中企庁・公正取引委員会の担当者より下請法・下請振興法改正法の概要について説明。説明終了後、質疑応答を行う（中企庁、公取の担当者のほか、国交省担当課より回答）。  
質疑対応については、下記 URL に寄せられたものを中心に回答を行う想定。

3. 説明会申込 URL

<https://forms.office.com/r/b5B6xbtTmD>.

※申込みにあたり、各企業の担当部局を選択していただく欄がございます。必ず「不動産・建設経済局」を選択いただきますよう、お願いします。

申込期限：9 月 24 日（水）

以 上

|                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 【担当】事業部 三浦<br>TEL：03-3551-9396<br>FAX：03-3555-3218<br>E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp |
|-------------------------------------------------------------------------------------|

(別紙)

事業者の皆様

## 下請法・下請振興法改正の内容について

公正取引委員会

中小企業庁

令和7年7月18日

平素よりお世話になっております。

今般の通常国会におきまして、令和7年5月16日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日から施行されます。改正後は中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法と名称が変更となるとともに、新たな措置が講じられることとなります。

つきましては、法改正のポイントにつき、別添のパンフレットを御参照いただき、理解を深めていただければ幸いです。

なお、今後、事業所管省庁や都道府県ごとの説明会も開催していく予定ですので御参加いただければ幸いです。詳細については、決まり次第、公正取引委員会・中小企業庁ホームページでお知らせいたします。